

指定管理者の選定結果

第1 笠間市いこいの家「はなさか」に係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 笠間市いこいの家「はなさか」
- (2) 所在地 笠間市橋爪586番地4
- (3) 設置目的 住民の健康増進や地域の交流など住民の癒しの場として便宜を総合的に供与し、もって福祉の増進を図ること
- (4) 設置根拠 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例
- (5) 面積 敷地面積 11,324㎡ 延床面積 1,373㎡
- (6) 主な施設 大浴場, 大広間, 休憩室, 多目的室
- (7) 施設所管課 福祉部社会福祉課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで（3年間）
- (2) 管理運営業務
 - ① いこいの家の施設等の運営及び維持管理に関する業務
 - ② 施設の使用料の徴収及び経理
 - ③ その他市長が必要があると認める業務
- (3) 管理経費
 - ① 管理運営業務の対価として指定管理者に対して指定管理料を支払う
 - ② 当該施設に係る利用料金等は指定管理者が自己の収入として収受する

3 募集経過

(1) 募集概要

- ア 公募・非公募の別 公募
- イ 募集期間 平成22年8月17日から平成22年8月31日まで（書類提出期間）
- ウ 説明会開催日 随時対応

(2) 募集結果

- ア 説明会参加団体数 2団体（平成22年8月12日, 26日開催）
- イ 申請団体 1団体
社会福祉法人笠間市社会福祉協議会

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び配点は次のとおり。

審査項目		基準点
①	指定管理業務の実施に係る計画書（以下「計画書」という。）による施設の運営が市民の平等利用を確保することができるものであること。	30
		利用者本位のサービスが提供されているか。
②	計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。
		適切な施設の維持管理が確保されているか。
		利用者の増に向け適切な計画を有しているか。
③	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	20
	効率的な管理運営が行われるか。 安定した経営基盤を有しているか。	

④	計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
		収支計画は妥当か。	
		類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報を管理できるか。	
合 計			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査，申請団体によるプレゼンテーション及び申請団体に対する質疑により，選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成22年10月8日（金）
午後3時25分から午後4時10分まで
（審議委員による現地視察：午後2時35分から午後2時45分まで）
- ② 場 所 笠間市立友部公民館 2階 講座室
- ③ 審議委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 出席委員 9名

イ 審議経過

申請書類審査，申請団体によるプレゼンテーション，申請団体に対する質疑，施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑により，選定基準に基づいて各委員が総合的な評価を行った。

ウ 採 決

笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により，審議会の議事は，出席した委員の過半数で決することとしていることから，選定基準に基づく各委員の総合的な評価について採決を行った。採決結果は次のとおり。

指定管理者候補者として 適当と判定した委員数	指定管理者候補者として不 適当と判定した委員数
9	0

エ 審議結果

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会が指定管理者候補者として適当であると判断した。

- 付帯意見 特になし
- その他意見
- ・年末年始の開館や食堂業者の変更等住民サービスの向上につながる取り組みは評価できるので引き続き検討をすべきである。
 - ・利用者の固定化が進んでいるように見受けられ，また，高齢者のための施設の印象を受けるので，ファミリーなど広く市民に利用される雰囲気作りを心掛けるべきである。
 - ・施設自体は素晴らしいものであるため，PRの仕方によっては市民の利用率向上につながる。
 - ・少しでも自立した施設運営のための方策を検討する必要がある。

5 選定結果

指定管理者候補者名	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会
主な選定理由	住民の福祉の増進のため尽力し、経費の節減・無駄の排除に努め、最大の住民サービスを提供する計画や1人でも多くの市民にふれあいの場と安らぎの空間を提供する計画の提案が評価でき、平成18年10月1日から指定管理者として管理運営を行ってきた豊富な経験と実績を兼ね備えているため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市いこいの家「はなさか」
指定管理者	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会
指定期間	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

第2 北山公園に係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 北山公園
 (2) 所在地 笠間市平町北山
 (3) 設置目的 市民が自然に親しみつつ、観光レクリエーション及びスポーツ活動を行う場として設置
 (4) 設置根拠 北山公園の設置及び管理に関する条例
 (5) 面積 48.98ha
 (6) 主な施設 休憩施設、キャンプ場、バーベキュー場、展望塔、ローラー滑り台、板谷波山ロケセット
 (7) 施設所管課 産業経済部商工観光課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（5年間）
 (2) 管理運営業務 ① 公園の維持及び管理に関すること
 ② 利用承認等に関すること
 ③ 上記業務に付随すること
 ④ その他市長が定める業務
 (3) 管理経費 管理運営業務の対価として指定管理者に対して指定管理料を支払う

3 募集経過

(1) 募集概要

- ア 公募・非公募の別 公募
 イ 募集期間 平成22年8月16日から平成22年9月16日まで
 ウ 説明会開催日 平成22年8月27日

(2) 募集結果

- ア 説明会参加団体数 2団体
 イ 申請団体 2団体
 株式会社フレックス
 笠間市造園建設業協同組合

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び配点は次のとおり。

審査項目		基準点
①	指定管理業務の実施に係る計画書（以下「計画書」という。）による施設の運営が市民の平等利用を確保することができるものであること。	30
		市民の平等利用が確保されているか。 利用者本位のサービスが提供されているか。
②	計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	20
		施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。 利用者の増に向け適切な計画を有しているか。
③	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	20
		効率的な管理運営が行われるか。 安定した経営基盤を有しているか。

④	計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
		収支計画は妥当か。	
		観光施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
合 計		適切に個人情報管理できるか。	100

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査，申請団体によるプレゼンテーション及び申請団体に対する質疑により，選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成22年10月8日(金)
午後4時10分から午後5時10分まで
(審議委員による現地視察：午後1時35分から午後1時50分まで)
- ② 場 所 笠間市立友部公民館 2階 講座室
- ③ 審議委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 出席委員 9名

イ 審議経過

申請書類審査，申請団体によるプレゼンテーション，申請団体に対する質疑，施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑により，選定基準に基づいて各委員が総合的な評価を行った。

ウ 採 決

笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により，審議会の議事は，出席した委員の過半数で決することとしていることから，選定基準に基づく各委員の総合的な評価について採決を行った。採決結果は次のとおり。

	株式会社フレックス	笠間市造園建設業協同組合
指定管理者候補者として 適当と判定した委員数	1	8

※ 利用者本位のサービス，適切な施設の維持管理，経費縮減のための安定した経営基盤，収支計画の妥当性，類似施設における管理実績，管理業務に必要な知識及び経験を有する適切な人材の確保などについて，笠間市造園建設業協同組合がより優れていると評価した委員が多数を占めた。

エ 審議結果

笠間市造園建設業協同組合が指定管理者候補者として適当であると判断した。

- 付帯意見 特になし
- その他意見
 - ・自然循環型の里山公園として，明確な方針のもと管理運営をすべきである。
 - ・NPO法人地域活性化支援センターにより，笠間市が「恋人の聖地」に選定され，北山公園はサブ施設の位置付けとなっているので，その点を考慮した取り組みがあるとよい。
 - ・利用者数を考慮すると，売店等の諸収入の増加が見込めるので，新しい取り組みをするとよい。

5 選定結果

指定管理者候補者名	笠間市造園建設業協同組合
主な選定理由	提案された事業計画書施設の設置目的に合致し、市民サービスの向上及び施設の管理運営体制が安定的、継続的に確保できるため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	北山公園
指定管理者	笠間市造園建設業協同組合
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

第3 笠間クライנגルテンに係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 笠間クライנגルテン
- (2) 所在地 笠間市本戸4258番地
- (3) 設置目的 地域農業と観光農業の振興及び市民と都市住民との交流を図ること
- (4) 設置根拠 笠間クライנגルテンの設置及び管理に関する条例
- (5) 面積 38,650㎡
- (6) 主な施設 宿泊施設付き市民農園, 市民農園, 産地形成促進施設(農産物販売所), 地域食材供給施設(そば処), 地域農業活性化施設(クラブハウス), 農産物加工施設, 炭焼き施設, 多目的交流施設
- (7) 施設所管課 産業経済部農政課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(5年間)
- (2) 管理運営業務
 - ① 宿泊施設付き市民農園及び市民農園に関すること
 - ② 市民と都市住民との交流及び観光農業の振興に関すること
 - ③ 農産物の加工及び販売に関すること
 - ④ 飲食物の提供に関すること
 - ⑤ 体験農業に関すること
 - ⑥ その他市長が必要と認める事業
- (3) 管理経費
 - ① 管理運営業務の対価として指定管理者に対して指定管理料を支払わない
 - ② 当該施設に係る利用料金等は指定管理者が自己の収入として収受する

3 募集経過

- (1) 募集概要
 - ア 公募・非公募の別 公募
 - イ 募集期間 平成22年8月16日から平成22年9月16日まで
 - ウ 説明会開催日 随時対応
- (2) 募集結果
 - ア 説明会参加団体数 なし
 - イ 申請団体 2団体
茨城中央農業協同組合
特定非営利活動法人クラフトファーム笠間

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び配点は次のとおり。

審査項目		基準点
①	指定管理業務の実施に係る計画書(以下「計画書」という。)による施設の運営が市民の平等利用を確保することができるものであること。	30
		利用者本位のサービスが提供されているか。
②	計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。
		適切な施設の維持管理が確保されているか。
		利用者の増に向け適切な計画を有しているか。

③	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行われるか。 安定した経営基盤を有しているか。	20
④	計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
		収支計画は妥当か。	
		類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報管理できるか。	
合 計			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査、申請団体によるプレゼンテーション及び申請団体に対する質疑により、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成22年10月8日(金)
午後5時10分から午後6時25分まで
(審議委員による現地視察：午後2時5分から午後2時20分まで)
- ② 場 所 笠間市立友部公民館 2階 講座室
- ③ 審議委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 出席委員 8名

イ 審議経過

申請書類審査、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑により、選定基準に基づいて各委員が総合的な評価を行った。

ウ 採 決

笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしていることから、選定基準に基づく各委員の総合的な評価について採決を行った。採決結果は次のとおり。

	茨城中央農業協同組合	特定非営利活動法人 クラフトファーム笠間
指定管理者候補者として 適当と判定した委員数	7	1

※ 利用者増に向けた計画などについて、特定非営利活動法人クラフトファーム笠間がより優れていると評価した委員が多数を占め、効率的な管理運営、安定した経営基盤、収支計画の妥当性、類似施設における管理実績などについて、茨城中央農業協同組合がより優れていると評価した委員が多数を占めた。

エ 審議結果

茨城中央農業協同組合が指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見 特になし

- その他意見
- ・民間だからできる柔軟な発想で臨機応変に管理運営をしていく必要がある。
 - ・環境や設備は十分に整っており、人が集まる土壌はあるので、管理運営の方法次第で黒字化は可能である。
 - ・PRがまだ十分とはいえないところがあるので、いろいろな方面から可能性を探るべきである。
 - ・指定を受ける団体の強みを生かした、オリジナリティあふれる管理運営を望む。

5 選定結果

指定管理者候補者名	茨城中央農業協同組合
主な選定理由	提案された事業計画書施設の設置目的に合致し、市民サービスの向上及び施設の管理運営体制が安定的、継続的に確保できるため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間クラインガルテン
指定管理者	茨城中央農業協同組合
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

(別添)

笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第1号に規定する委員（平成22年10月8日現在）

	委員名	備考
1	えだ ひろし 江田 弘	民間委員
2	いしかわ たけじ 石川 武次	民間委員
3	さとう わこう 佐藤 和光	民間委員
4	はなわ あけみ 埴 明美	民間委員
5	こまつぎき ひとし 小松崎 均	民間委員

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第2号に規定する委員（平成22年10月8日現在）

	委員名	備考
1	わたなべ ちあき 渡邊 千明	笠間市副市長（会長）
2	こまつぎき のぼる 小松崎 登	笠間市市長公室長
3	はなわ さかえ 埴 栄	笠間市総務部長
4	ふかさわ ていじ 深澤 悌二	笠間市教育委員会教育次長